

産前産後休暇を取得した方の定時決定における保険者算定について

～ 4月から6月までの間に産前産後休暇を取得し、育児休業手当金を受給される方へ～

標準報酬の定時決定の基準となる4月から6月までの間において、産前産後休暇を取得することにより報酬額が著しく低くなる場合、組合員本人からの申出により保険者算定を行うことができます。

○目的

出産予定日の時期の違いによって、その後の育児休業手当金の給付額の算定基礎となる標準報酬に不合理な差が生じることを是正するため

(事象) 4月から6月までの間に産前産後休暇を取得したため、報酬額が下がった
⇒報酬額が下がったため、その後の定時決定における「標準報酬月額」が下がった
⇒「標準報酬月額」が下がったため、その後の育児休業手当金の給付額が少なくなった

(参考) 育児休業手当金給付額

| | |
|------------|-------------------------|
| 180日に達するまで | 標準報酬日額×67/100×各月の育児休業日数 |
| 180日を超える期間 | 標準報酬日額×50/100×各月の育児休業日数 |

※標準報酬日額：標準報酬月額×1/22（10円未満は四捨五入）

標準報酬月額が育児休業手当金の算定基礎となります。

○対象者

以下の要件をすべて満たす方

- ・4月から6月までの間に産前産後休暇を取得した方（令和4年4月以降）
- ・4月から6月までの3月間の報酬の月平均額（報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月を除いた平均額）により算出した標準報酬の等級（ア）が、産前産後休暇を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額を報酬月額として算出した標準報酬の等級（イ）を**2等級以上**、下回る方（下図参照）

| 標準報酬の等級（ア） | | 標準報酬の等級（イ） |
|---------------------------|----------------|--|
| 4月から6月までの3月間の報酬の月平均額により算出 | ≧ 2等級 以上 | 産前産後休暇を開始した月以前の直近12月間の標準報酬月額の平均額（以下「年平均額」という。）を報酬月額として算出 |

注) 次の場合は対象となりません

- ・産前産後休暇を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が12月に満たない場合
- ・雇用保険法の適用を受ける場合（育児休業手当金は共済組合からの給付ではないため）

○保険者算定の取扱い

組合員本人からの申出により、年平均額を報酬月額として、9月からの標準報酬を決定することができます。

・申出方法

申請書：「産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書」

提出先：各所属所の共済担当（市長部局にあつては総務事務センター共済担当）

保険者算定を行うことを希望する組合員の方は、所属所の共済担当へご相談ください。保険者算定を行うことができると判断された場合は、上記の申出書を記入し、所属所の共済担当を通じて共済組合にご提出ください。

○留意事項

産前産後休暇又は育児休業等期間中は掛金が申し出により免除されますが、当該期間終了後、定時決定や育児休業等終了時改定等が行われるまでの間は、この保険者算定による標準報酬に基づき計算された掛金が徴収されます。

(参考事例)

| 月 | ▽定時決定(9月) | | | | ▼産休開始(a)※ | | | | ▽定時決定(9月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------|---|---|---|--------------------------------|----|----|----|------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 定時決定 | 前々年度 | | | | 前年度 | | | | | | | | 今年度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 標準報酬月額 | (例) 30万 [22等級] | | | | (例) 32万 [23等級] | | | | | | | | (ア)または(イ) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通常(ア) | | | | | 算定基礎月 ① ② ③ | | | | ①～③の報酬の月平均額 | | | | 報酬の月平均28万円(例) ⇒28万円(21等級) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年平均(イ) | | | | | (b)期間※ 産前産後休業を開始した月以前の直近12月 | | | | (b)期間の標準報酬月額の平均額 | | | | 30万円×3月+32万円×9月=378万円÷12月=31万5千円 ⇒32万円(23等級) | | | | | | | | | | | | | | | |

申出により

- (a) 産前産後休暇を開始した月（例、5月）
- (b) 産前産後休暇を開始した月以前の直近12月（例、前年6月～当年5月）

上の例では、(ア)と(イ)の間に2等級以上の差が発生していますので、組合員本人からの申出があれば、年平均額を報酬月額として、9月からの標準報酬を決定することができます。

| 本人申出 | 9月からの標準報酬 | 育児休業手当金算定基礎 |
|------|----------------------|-------------|
| あり | (イ) 月額 32 万円 (23 等級) | 3 2 万円 |
| なし | (ア) 月額 28 万円 (21 等級) | 2 8 万円 |

大阪市職員共済組合
 保険者算定について（担当：庶務係）
 TEL：06-6208-7581
 育児休業手当金について（担当：保健医療係）
 TEL：06-6208-7591、7592、7593